

回 答 書

件 名 : 浦添市リフト付きバス運行事業公用自動車賃貸借に係る一般競争入札について

回 答 日 : 令和8年8月3日

質疑事項への回答

①第三者をして車両の貸付を行えることの証明書につきまして、
4. 賃貸料
上記賃貸料の請求は乙が行いますので、甲から乙に支払いをお願いします。
こちらを「甲から丙に支払いをお願いします」と表記の変更は可能でしょうか。
理由として、リース契約後のキャッシュフローにおいて、応札者では無く第三者と直接清算をお願いした為です。
②入札保証金について、落札後に返還をお願いする事は可能でしょうか。
理由として、応札者にて保証金の支払いを想定しており、落札後は第三者とリース契約および、契約金の清算を行う為、保証金を充当しての計上が難しい為です。

⇒①のご質問については、第三者へ請求する場合の表記へ変更した様式を添付いたしますので、ご希望の場合はその様式でご準備ください。

②のご質問については、浦添市契約規則第19条第3項のとおり、入札終了後還付することが可能です。ただし、落札者に対しては、契約締結後の還付になります。

回答者 浦添市 福祉健康部
障がい福祉課 障がい福祉係
担 当 宮城
E-mail sfukushi@city.urasoe.lg.jp